



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
9 月 12 日
第 648 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 告 示

漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出（水産課）	1
道路の供用開始（道路保全課）	1

○ 公 告

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験実施公告（イノベーション推進課）	2
県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告（農村振興課）	3
公共測量実施公告（用地事業支援課）	3
土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告（都市計画課）	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5
落札者決定の公告（警察本部会計課）	5

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（甲賀）	5
-----------------------------	---

告 示

滋賀県告示第333号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の 申出をする漁業協同組合の名称
長浜市南浜町854 西川悦造	滋賀県南浜加入区	滋賀びわ湖漁業協同組合
長浜市南浜町1529－4 寺田優人		
長浜市八木浜町929－1 西川栄輝		

2 指定漁船調書の縦覧

縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
令和 7 年 9 月 12 日から 令和 7 年 9 月 26 日まで	滋賀県農政水産部水産課

（滋賀びわ湖漁業協同組合南浜支所においても、指定漁船調書を閲覧することができる。）

滋賀県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年 9 月 12 日から令和 7 年 9 月 26 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道421号	東近江市萱尾町字田ノ尻639番3地先から 東近江市萱尾町字田ノ尻678番2地先まで	令和 7 . 9 . 26	L = 113. 5m

公 告

令和 7 年度砂利採取業務主任者試験実施公告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和 7 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 試験日時 令和 7 年 11 月 14 日（金）午前 10 時から正午まで
- 2 試験場所 滋賀県庁東館 7 階大会議室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木および河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式 選択式筆記試験とする。なお、出題数は、法令問題 10 問（全問必須問題）および技術問題 15 問（7 問の必須問題および 8 問から 3 問を選択して解答する選択問題）とする。
- 5 願書配布 令和 7 年 9 月 24 日（水）から滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課および各滋賀県合同庁舎（滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、甲賀総務経理係、東近江総務経理係、湖東総務経理係、湖北総務経理係、高島総務経理係）で配布する。
※ 願書は、県ホームページからダウンロードすることも可能とする（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/104051.html>）。
- 6 願書受付期間 令和 7 年 9 月 24 日（水）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
郵送の場合は、令和 7 年 10 月 24 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける（簡易書留とし、封筒の表面に砂利採取業務主任者試験願書在中」と朱書すること。）。
なお、令和 7 年 10 月 31 日（金）までに受験票が届かない場合は、7 に示す問合せ先まで問い合わせること。
- 7 願書受付場所および問合せ先 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-3790
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書 1 通
 - (2) 受験整理票 1 通
写真貼付欄に出願前 6 か月以内に撮影した縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルの正面上半身脱帽時の写真を貼付すること（写真の裏面には、撮影年月日、氏名および年齢を記載すること。）。
 - (3) 受験票 1 通
住所欄および氏名欄を記入すること。受験票は手続完了後に郵送するので、あらかじめ出願者の宛名を記入の上、85 円切手を貼付して提出すること。
※ 受験票を県ホームページからダウンロードして使用する場合は、所定の欄に記入の上、該当部分を切り取り、通常はがき裏面にのり付けをして提出すること。
- 9 受験手数料 9,500 円
滋賀県収入証紙またはキャッシュレス決済により納付すること。なお、納付した受験手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。
 - (1) 滋賀県収入証紙による納付方法 必要な金額の滋賀県収入証紙を受験願書に貼付後、滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課へ郵送または持参し、納付すること。
 - (2) キャッシュレス決済による納付方法 滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課に受験願書を持参し、審査を受けた後、滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課にて作成するキャッシュレス決済依頼書を会計管理局

管理課窓口へ持参し、納付すること。

- 10 合格発表 令和 7 年11月28日（金）に県庁前掲示板に掲示するほか、本人宛てに通知する。

県営土地改良事業計画の変更後の概要の縦覧公告

県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条の 2 第 8 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 7 年 9 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 変更後の県営佐山頭首工地区土地改良事業（農業用河川工作物等応急対策事業）の計画の概要
- 2 縦覧期間 令和 7 年 9 月12日から令和 7 年10月15日まで
- 3 縦覧場所 甲賀市産業経済部農村整備課
なお、滋賀県のウェブサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/345854.html>) でも閲覧することができる。
- 4 意見書の提出の方法等
 - (1) 意見書の提出方法 持参または郵送とする。
 - (2) 意見書の記載事項 意見書提出者の住所および氏名（法人その他の団体の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名）ならびに意見の内容
 - (3) 意見書の提出期限および提出先
ア 提出期限 縦覧期間満了の日
イ 提出先 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課 〒528-8511 甲賀市水口町水口6200

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 東近江市阿弥陀堂町、川南町、小川町、鉢光寺町、山路町
- 3 作業の期間 令和 7 年 6 月 2 日から令和 8 年 1 月30日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 甲賀市水口町宇川
- 3 作業の期間 令和 7 年 8 月20日から令和 8 年 2 月18日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年 9 月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）
- 2 作業の地域 甲賀市甲賀町岩室
- 3 作業の期間 令和 7 年 8 月25日から令和 7 年10月31日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業の地域 甲賀市土山町野上野
- 3 作業の期間 令和7年8月26日から令和7年11月13日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(水準測量、路線測量)
- 2 作業の地域 高島市マキノ町下開田
- 3 作業の期間 令和7年9月1日から令和7年11月28日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)
- 2 作業の地域 湖南市岩根
- 3 作業の期間 令和7年9月1日から令和7年12月18日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 近江八幡市安土町下豊浦、東近江市南須田町
- 3 作業の期間 令和7年9月1日から令和8年3月11日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(路線測量)
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町栗栖
- 3 作業の期間 令和7年9月16日から令和7年10月24日まで

土地区画整理事業の事業計画の変更認可公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、彦根長浜都市計画室町土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和7年9月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 組合の名称および事務所の所在地ならびに設立認可の年月日
組合の名称 長浜市室町土地区画整理組合
事務所の所在地 長浜市室町255番地 3
設立認可の年月日 令和 2 年 3 月 24 日
- 2 事業計画の変更の内容
(1) 施行地区の変更
(2) 設計の概要の変更
(3) 事業施行期間の変更
(4) 資金計画書の変更
- 3 変更認可の年月日 令和 7 年 9 月 12 日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

野洲市が令和 7 年 9 月 12 日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目 14-75

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 セダン型自動車の購入 8 台
2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県警察本部警務部会計課 大津市打出浜 1 番 10 号
3 落札者を決定した日 令和 7 年 8 月 8 日（金）
4 落札者の氏名および住所 株式会社滋賀トヨタ法人営業部 課長 野瀬信哉 蒲生郡竜王町大字岡屋 3100 番地 1
5 落札金額 28,350,080 円
6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 7 年 7 月 8 日（火）

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県甲賀環境事務所告示第 2 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和 7 年 9 月 12 日

滋賀県甲賀環境事務所長 森 脇 賢

- 1 指定する区域の所在地 湖南市大池町 6 番 2 の一部
2 指定する区域の表示 次の図のとおり
3 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
4 土壌含有量基準（規則第 31 条第 2 項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

